類似団体 特別職報酬と実質公債費比率

類似団体	実質公債費比率 (R元年度)	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
ア市	13.2	815,000	655,000	578,000	409,000	351,000	323,000
イ市	10.1	850,000	678,000	570,000	440,000	400,000	360,000
ウ市	13.3	836,000	680,000	589,000	380,000	334,000	310,000
工市	15.1	832,000	684,000	606,000	400,000	350,000	325,000
才市	7.2	812,000	663,000	576,000	382,000	337,000	310,000
力市	7.6	800,000	650,000	610,000	333,000	306,000	288,000
キ市	9.6	890,000	688,000	615,000	443,000	375,000	335,000
ク市	20.0	900,000	730,000	660,000	430,000	370,000	350,000
ケ市	12.5	780,000	680,000	600,000	460,000	410,000	390,000
口市	6.2	820,000	700,000	620,000	410,000	355,000	325,000
サ市	10.9	780,000	624,000	546,000	400,000	340,000	300,000
シ市	7.4	731,000	622,000	570,000	385,000	335,000	315,000
ス市	16.0	738,000	651,000	604,000	356,000	304,000	285,000
セ市	13.0	734,000	628,000	581,000	405,000	340,000	315,000
ソ市	12.3	800,000	656,000	584,000	413,000	340,000	322,000
タ市	4.5	814,000	653,000	585,000	402,000	362,000	340,000
チ市	5.7	741,000	594,000	520,000	365,000	322,000	310,000
ツ市	2.5	772,000	616,000	557,000	357,000	315,000	304,000
テ市	9.9	751,000	590,000	558,000	370,000	292,000	275,000
卜市	6.5	800,000	634,000	587,000	371,000	290,000	263,000
飯山市	12.2	714,000	585,000	508,000	328,000	281,000	263,000

※実質公債費比率とは

地方公共団体の一般財源の規模に占める、公債費(借入金返済額)の割合の3ヶ年平均の数値。 数値が低いほど、歳入額に対して借入金返済額の割合が少なく、財政に柔軟性のある団体と言える。 実質公債費比率が25%を超えると「早期健全化団体」、35%を超えると「財政再生団体」となる。

令和3年度 県下19市及び近隣町村の一般会計予算(当初)額と特別職人件費比率

(千円)

19市	一般会計予算額 (A)	理事者給与 (B)	議員報酬 (C)	一般会計予算に占める理事者 (市長・副市長・教育長)の人件の 割合 (B/A)	一般会計予算に占める特別職 (理事者・議員)の人件の割合 ((B+C)/A)
飯山市	14,190,000	35,938	80,905	0.25%	0.829
A市	155,280,000	64,315	497,794	0.04%	0.36%
B市	101,160,000	68,270	325,610	0.07%	0.399
C市	69,356,000	55,652	269,675	0.08%	0.479
D市	19,810,000	47,402	134,277	0.24%	0.929
E市	47,470,000	51,757	198,164	0.11%	0.53%
F市	19,680,000	44,669	111,177	0.23%	0.799
G市	27,550,000	41,877	145,794	0.15%	0.68%
H市	18,280,000	49,282	133,045	0.27%	1.00%
市	36,767,000	46,712	164,846	0.13%	0.589
J市	14,730,000	41,667	99,240	0.28%	0.96%
K市	22,563,000	36,314	118,917	0.16%	0.699
L市	17,033,000	38,335	100,286	0.23%	0.819
M市	27,400,000	44,158	126,244	0.16%	0.62%
N市	29,900,000	45,514	151,854	0.15%	0.66%
0市	52,500,000	48,508	185,780	0.09%	0.45%
P市	26,570,000	43,317	145,732	0.16%	0.719
Q市	15,178,000	42,904	109,154	0.28%	1.00%
R市	41,100,000	44,327	164,123	0.11%	0.519
近隣町村			平均	0.168%	0.6819
S町	7,457,024	40,548	40,841	0.54%	1.09%
T村	3,387,000	31,152	28,240	0.92%	1.759
U村	3,427,000	20,904	16,584	0.61%	1.099
V村	2,610,000	26,769	23,501	1.03%	1.939
			平均	0.775%	1.4669

参考:特別職報酬を改定した場合の人件費比率

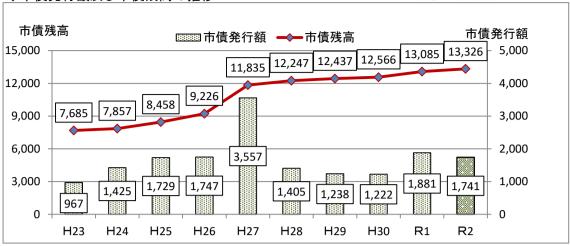
飯山市	14,190,000	40,388	90,935	0.28%	0.93%
-----	------------	--------	--------	-------	-------

[※]令和3年度の当初予算に対し、理事者・議員の報酬改定年額 (改定案のうち最大改定率を採用した場合)を加算して算出

飯山市の財政状況

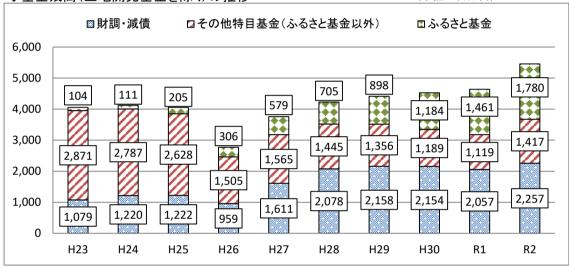
◇市債発行額及び市債残高の推移

(単位:百万円)



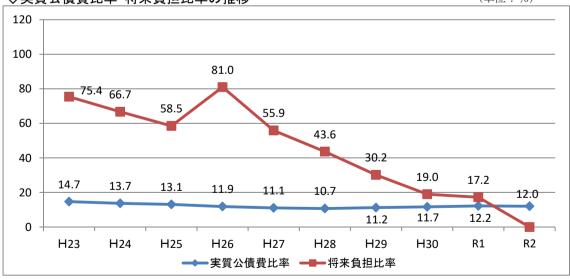
◇基金残高(土地開発基金を除く)の推移

(単位:百万円)



◇実質公債費比率・将来負担比率の推移

(単位:%)



飯山市の財政状況は、普通会計(一般会計、福祉企業センター特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計)の決算額となっています。

1 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模※に対する比率で、早期健全化基準については25%、財政再生基準は35%となっています。

2 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する比率で、市町村は350%が早期健全化基準となっています。

※ 標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいいます。





令和3年11月17日

飯山市長 足立 正則 様

版山市議会議長 渋川 芳**山市議會** 議長之印

飯山市議会議員報酬検討事項に係る要望について

飯山市議会活性化特別委員会議員報酬検討会議において、飯山市議会議員の議員報酬について検討してきた結果を踏まえ、11月4日(木)に議会活性化特別委員会全体会(全議員)を開催し、飯山市議会の総意として下記のとおり要望いたします。

下記事項につきまして、ご検討くださるようお願いいたします。

記

- 1. 期末手当を人事院勧告で変わるようにしていただきたい。
- 2. 報酬は増額する方向で、検討していただきたい。
- 3. 委員長手当を新設していただきたい。(5,000円/月)

報酬改定案の方向性について

理事者の給与改定案

	現在の	の給料	改定	範囲		女定範囲内に 額範囲(月額			総額の改定)総給与額/3	
			下限(山/内)	上限(中野大町)	下限	中央	上限	下限	中央	上限
市長	月額	714,000	775,000	801,000	775,000	783,000	791,000	67,549,000	68,246,280	68,943,560
ען ווי	1期総額	61,489,680	67,549,000	69,007,752	8.5%	9.7%	10.8%	9.9%	11.0%	12.1%
副市長	月額	585,000	638,000	656,200	638,000	645,000	652,000	51,535,088	52,100,520	52,665,952
対されば田	1期総額	46,168,200	50,371,376	52,721,733	9.1%	10.3%	11.5%	11.6%	12.8%	14.1%
教育長	月額	508,000	559,000	570,000	559,000	564,500	570,000	32,496,906	32,816,643	33,136,380
教育 技	1期総額	29,154,120	31,812,690	33,177,420	10.0%	11.1%	12.2%	11.5%	12.6%	13.7%

改定案の方向性

改定後の給料月額及び1期の給与総額が、周辺町村より高く、県下19市で18番目の市を越えない範囲内

期末手当の支給月数は、国家公務員準拠(年間3.35月分)に改定

退職手当の支給割合は、飯山市を除いた長野県下18市の平均の値に改定

以上の条件により、改定パターン(別紙資料No.25、1~3ページ)を試算

議員の報酬改定案

	現在の	の報酬		の改定率の筆 よめた場合の			の改定率の筆		参考他市(月額/総額)
			8.5%	9.7%	10.8%	ヨじょ	めた場合の1	期総額	大町市	中野市
議長	月額	328,000	355.880	359.816	363,424	23.758.549	24.021.316	24.262.186	374,000	376,500
硪文	1期総額	21,162,560	300,000	339,610	303,424	23,736,349	24,021,310	24,202,100	24,968,240	25,135,140
副議長	月額	281,000	304.885	308.257	311.348	20.354.123	20,579,237	20,785,592	313,000	318,700
即就又	1期総額	18,130,120	304,003	306,237	311,340	20,334,123	20,379,237	20,763,392	20,895,880	21,276,412
議員	月額	263,000	285.355	288.511	291,404	19.050.300	19.260.994	19.454.131	296,000	296,300
硪貝	1期総額	16,968,760	200,300	200,311	291,404	19,000,300	19,200,994	19,404,131	19,760,960	19,780,988

改定案の方向性

改定後の<u>報酬月額</u>及び<u>1期の報酬総額</u>が、県下19市で18番目の市を越えない範囲内

報酬月額の改定率は、上記の市長給与月額の改定率を準用

期末手当の支給月数は、国家公務員準拠(年間3.35月分)に改定

以上の条件により、改定パターン(別紙資料No.25、4~6ページ)を試算

報酬改定案 市長

										市長]									
		報酬月	額 改定	案			期末手当	改定案	,		年	間報酬			退	職手当 改定	 案	1	期4年報酬額	
	改定パターン (<u>太字</u> 部分が改訂箇所)	ᆂᄗᄑᄴᄆᅓᅐ	現行との	7- 		支給率		役職	期末手	当額	年間支給額	現行との	年間の	在職	支給	退職	手当額	報酬総額	現行との	総報酬の
	(<u>太子</u> 部分が以前固別)	報酬月額	差額	改定率	6月期	12月期	合計	加算	支給年額	現行との差額	(月額*12+期末)	差額	改定率	月数	割合	支給額	現行との差額	(年額*4+退職)	差額	改定率
定案 番号	現在の報酬額	714,000	-	-	1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,948,820	-	11,516,820	-	-	48月	45.0%	15,422,400	-	61,489,680	_	
1	月額改定率8.5% 月額改定範囲の下限	<u>775,000</u>	61,000	8.5%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,634,750	685,930	12,934,750	1,417,930	12.3%	48月	<u>42.5%</u>	15,810,000	387,600	67,549,000	6,059,320	9.9
2	月額改定率9.1% 改定案番号1と3の中間	<u>779,000</u>	65,000	9.1%	1.675月	1.675月	<u>3.350月</u>	40%	3,653,510	704,690	13,001,510	1,484,690	12.9%	48月	42.5%	15,891,600	469,200	67,897,640	6,407,960	10.4
3	月額改定率9.7% 月額改定範囲の中央	783,000	69,000	9.7%	1.675月	1.675月	<u>3.350月</u>	40%	3,672,270	723,450	13,068,270	1,551,450	13.5%	48月	42.5%	15,973,200	550,800	68,246,280	6,756,600	11.0
4	月額改定率10.2% 改定案番号3と5の中間	787,000	73,000	10.2%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,691,030	742,210	13,135,030	1,618,210	14.1%	48月	42.5%	16,054,800	632,400	68,594,920	7,105,240	11.6
5	月額改定率10.8% 月額改定範囲の上限	<u>791,000</u>	77,000	10.8%	1.675月	1.675月	<u>3.350月</u>	40%	3,709,790	760,970	13,201,790	1,684,970	14.6%	48月	42.5%	16,136,400	714,000	68,943,560	7,453,880	12.1
		†	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				期末	手当		•	4	年間報酬				退職手当			1期4年報酬額	
	参考	報酬月額	飯山市との差額	改定率	6月期	支給率	合計	役職 加算	支給年額	飯山市との 差額	年間支給額	飯山市との 差額	改定率	在職月数	支給 割合	支給額	飯山市との 差額	報酬総額	飯山市との差額	増額率
	K市	804,800	90,800		1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,774,512	825,692	13,432,112	1,915,292		48月	40.5%	15,645,312	222,912	69,373,760	7,884,080	
	L市	801,000	87,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,756,690	807,870	13,368,690	1,851,870		48月	40.4%	15,532,992	110,592	69,007,752	7,518,072	
	S#J	775,000	61,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,634,750	685,930	12,934,750	1,417,930		48月	42.5%	15,810,000	387,600	67,549,000	6,059,320	
	 T村	718,000	4,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,367,420	418,600	11,983,420	466,600		48月	42.5%	14,647,200	△ 775,200	62,580,880	1,091,200	

3,360,995

3,116,379

412,175

167,559

12,958,595

12,632,379

1,441,775

1,115,559

48月

48月

16,014,160

16,155,113

591,760

732,713

67,848,539

66,684,631

6,358,859

5,194,951

類似団体20市平均

類似団体 財政力指数が近い9市平均 799,800

793,000

85,800

79,000

報酬改定案 副市長

									【副	」市 :	長】									
		報酬月	額 改定	案			期末手当	改定案	2		年	間報酬			退	職手当 改定第	案	1;	期4年報酬額	
	改定パターン		現行との			支給率		役職	期末手	当額	年間支給額	現行との	年間の	在職	支給	退職号	手当額	報酬総額	現行との	総報酬の
	(<u>太字</u> 部分が改訂箇所)	報酬月額	差額	改定率	6月期	12月期	合計	加算	支給年額	現行との差額	(月額*12+期末)	差額	改定率	月数	割合	支給額	現行との差額	(年額*4+退職)	差額	改定率
改定案 番号	現在の報酬額	585,000	-	-	1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,416,050	-	9,436,050	-	-	48月	30.0%	8,424,000	-	46,168,200	-	
1	月額改定率9.1% 月額改定範囲の下限	<u>639,000</u>	54,000	9.1%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,996,910	580,860	10,664,910	1,228,860	13.0%	48月	29.2%	8,956,224	532,224	51,615,864	5,447,664	11.8%
2	月額改定率9.7% 改定案番号1と3の中間	642,000	57,000	9.7%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,010,980	594,930	10,714,980	1,278,930	13.6%	48月	29.2%	8,998,272	574,272	51,858,192	5,689,992	12.3%
3	月額改定率10.3% 月額改定範囲の中央	645,000	60,000	10.3%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,025,050	609,000	10,765,050	1,329,000	14.1%	48月	29.2%	9,040,320	616,320	52,100,520	5,932,320	12.8%
4	月額改定率10.9% 改定案番号3と5の中間	649,000	64,000	10.9%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,043,810	627,760	10,831,810	1,395,760	14.8%	48月	29.2%	9,096,384	672,384	52,423,624	6,255,424	13.5%
5	月額改定率11.5% 月額改定範囲の上限	<u>652,000</u>	67,000	11.5%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,057,880	641,830	10,881,880	1,445,830	15.3%	48月	<u>29.2%</u>	9,138,432	714,432	52,665,952	6,497,752	14.1%
-		.	B酬月額				期末	手当			£	丰間報酬				退職手当			1期4年報酬額	
	参考	報酬月額	飯山市との差額	改定率	6月期	支給率	合計	役職 加算	支給年額	飯山市との 差額	年間支給額	飯山市との 差額	改定率	在職月数	支給 割合	支給額	飯山市との 差額	報酬総額	飯山市との差額	増額率
	K市	656,200	71,200		1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,077,578	661,528	10,951,978	1,515,928		48月	28.3%	8,913,821	489,821	52,721,733	6,553,533	
	L市	662,000	77,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,104,780	688,730	11,048,780	1,612,730		48月	28.3%	8,992,608	568,608	53,187,728	7,019,528	
	S町	638,000	53,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	, ,	576,170	10,648,220	1,212,170		48月	25.4%	7,778,496	△ 645,504			
	T村	603,000	18,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,828,070	412,020	10,064,070	628,020		48月	25.4%	7,351,776	△ 1,072,224	47,608,056		
	類似団体20市平均	653,800	68,800						2,754,900	338,850	10,600,500	1,164,450		48月		8,495,219	71,219	50,897,217	4,729,017	
	類似団体 財政力指数が近い9市平均	646,000	61,000						2,532,900	116,850	10,284,900	848,850		48月		8,747,371	323,371	49,886,971	3,718,771	

報酬改定案 教育長

									【教	て育:	長】									
		報酬月	額 改定	案			期末手当	改定案			年	間報酬			退	職手当 改定第	K	1;	期3年報酬額	
	改定パターン		現行との			支給率		役職	期末手	当額	年間支給額	現行との	年間の	在職	支給	退職引	手当額	報酬総額	現行との	総報酬の
	(<u>太字</u> 部分が改訂箇所)	報酬月額	現行との 差額	改定率	6月期	12月期	合計	加算	支給年額	現行との差額	(月額*12+期末)	差額	年間の 改定率	在職 月数	割合	支給額	現行との差額	(年額*3+退職)	差額	改定率
改定案 番号	現在の報酬額	508,000	-	-	1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,098,040	-	8,194,040	-	-	36月	25.0%	4,572,000	-	29,154,120	-	
1	月額改定率10.0% 月額改定範囲の下限	<u>559,000</u>	51,000	10.0%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,621,710	523,670	9,329,710	1,135,670	13.9%	36月	22.4%	4,507,776	△ 64,224	32,496,906	3,342,786	11.5%
2	月額改定率10.5% 改定案番号1と3の中間	<u>561,000</u>	53,000	10.5%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,631,090	533,050	9,363,090	1,169,050	14.3%	36月	<u>22.4%</u>	4,523,904	△ 48,096	32,613,174	3,459,054	11.9%
3	月額改定率11.1% 月額改定範囲の中央	<u>564,000</u>	56,000	11.1%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,645,160	547,120	9,413,160	1,219,120	14.9%	36月	<u>22.4%</u>	4,548,096	△ 23,904	32,787,576	3,633,456	12.5%
4	月額改定率11.6% 改定案番号3と5の中間	<u>567,000</u>	59,000	11.6%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,659,230	561,190	9,463,230	1,269,190	15.5%	36月	<u>22.4%</u>	4,572,288	288	32,961,978	3,807,858	13.1%
5	月額改定率12.2% 月額改定範囲の上限	<u>570,000</u>	62,000	12.2%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,673,300	575,260	9,513,300	1,319,260	16.1%	36月	<u>22.4%</u>	4,596,480	24,480	33,136,380	3,982,260	13.7%
		基	展酬月額				期末	手当			4	丰間報酬				退職手当			1期3年報酬額	
	参考	報酬月額	飯山市との 差額	改定率	6月期	支給率 12月期	合計	役職 加算	支給年額	飯山市との 差額	年間支給額	飯山市との 差額	改定率	在職 月数	支給 割合	支給額	飯山市との 差額	報酬総額	飯山市との 差額	増額率
	K市	588,400	80,400		1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,759,596	661,556	9,820,396	1,626,356		36月	20.3%	4,300,027	△ 271,973	33,761,215	4,607,095	
	L市	570,000	62,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,673,300	575,260	9,513,300	1,319,260		36月	22.6%	4,637,520	65,520	33,177,420	4,023,300	
	S町	559,000	51,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,621,710	523,670	9,329,710	1,135,670		36月	19.0%	3,823,560	△ 748,440	31,812,690	2,658,570	
	T村	528,000	20,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,476,320	378,280	8,812,320	618,280		36月	19.0%	3,611,520	△ 960,480	30,048,480	894,360	
	類似団体20市平均	585,800	77,800						2,458,216	360,176	9,487,816	1,293,776		36月		5,109,783	537,783	32,928,767	3,774,647	
	類似団体 財政力指数が近い9市平均	582,111	74,111						2,272,689	174,649	9,258,021	1,063,981		36月		5,241,985	669,985	32,493,638	3,339,518	_

報酬改定案 議長

								養長								
,		報酬月	額 改定案	Ę			期末手当	改定案			年	間報酬		1‡	朝4年報酬額	
	改定パターン (<u>太字</u> 部分が改訂箇所)	報酬月額	現行との 差額	改定率	6月期	支給率 12月期	合計	役職 加算	期末手 支給年額		年間支給額 (月額*12+期末)	現行との 差額	年間の 改定率	報酬総額(年額*4)	現行との 差額	総報酬の 改定率
改定案 番号	現在の報酬額	328,000	-	-	1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,354,640	-	5,290,640	-	-	21,162,560	-	
	月額改定率8.5% 市長の改定案率に準拠した場合	355,000	27,000	8.5%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,664,950	310,310	5,924,950	634,310	12.0%	23,699,800	2,537,240	12.0%
2	月額改定率9.1%	<u>357.000</u>	29,000	9.1%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,674,330	319,690	5,958,330	667,690	12.6%	23,833,320	2,670,760	12.6%
3	月額改定率9.7%	<u>359,000</u>	31,000	9.7%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,683,710	329,070	5,991,710	701,070	13.3%	23,966,840	2,804,280	13.3%
4	月額改定率10.2%	<u>361,000</u>	33,000	10.2%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,693,090	338,450	6,025,090	734,450	13.9%	24,100,360	2,937,800	13.9%
5	月額改定率10.8%	363,000	35,000	10.8%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,702,470	347,830	6,058,470	767,830	14.5%	24,233,880	3,071,320	14.5%
6	報酬月額改定なし 期末手当支給率のみ改定の場合	328,000	0	0.0%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,538,320	183,680	5,474,320	183,680	3.5%	21,897,280	734,720	3.5%
ı		±	品品州 日 安百				期士:	エル				工門級째			1 邯 4 午 報 職 %	

	\$	報酬月額 (1)				期末-	手当				年間報酬			1期4年報酬額	
参考	報酬月額	飯山市との 差額	改定率	6月期	支給率 12月期	合計	役職 加算	支給年額	飯山市との 差額	年間支給額	飯山市との 差額	改定率	報酬総額	飯山市との 差額	増額率
K市	376,500	48,500		1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,765,785	411,145	6,283,785			25,135,140	3,972,580	
L市	374,000	46,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,754,060	399,420	6,242,060	951,420		24,968,240	3,805,680	
S町		△ 46,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,322,580	△ 32,060					△ 2,336,240	
T村	257,000	△ 71,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,205,330	△ 149,310	4,289,330	△ 1,001,310		17,157,320	△ 4,005,240	
類似団体20市平均	395,550	67,550			_			1,674,562	319,922	6,421,162	1,130,522		25,684,646	4,522,086	
類似団体 財政力指数が近い9市平均	390,111	62,111						1,575,866	221,226	6,257,198	966,558		25,028,797	3,866,237	

報酬改定案 副議長

							【副	議	長】							
		報酬月	額 改定案	₹ V			期末手当	改定案			年	間報酬		1;	期4年報酬額	
	改定パターン (<u>太字</u> 部分が改訂箇所)	報酬月額	現行との 差額	改定率	6月期	支給率 12月期	合計	役職 加算	期末手 支給年額		年間支給額 (月額*12+期末)	現行との 差額	年間の 改定率	報酬総額(年額*4)	現行との 差額	総報酬の 改定率
改定案 番号	現在の報酬額	281,000	-	-	1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,160,530	-	4,532,530	-	_	18,130,120	-	
1	月額改定率8.5% 市長の改定案率に準拠した場合	304,000	23,000	8.5%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,425,760	265,230	5,073,760	541,230	11.9%	20,295,040	2,164,920	11.9%
2	月額改定率9.1%	306.000	25,000	9.1%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,435,140	274,610	5,107,140	574,610	12.7%	20,428,560	2,298,440	12.7%
3	月額改定率9.7%	308,000	27,000	9.7%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,444,520	283,990	5,140,520	607,990	13.4%	20,562,080	2,431,960	13.4%
4	月額改定率10.2%	309,000	28,000	10.2%	1.675月	1.675月	<u>3.350月</u>	40%	1,449,210	288,680	5,157,210	624,680	13.8%	20,628,840	2,498,720	13.8%
5	月額改定率10.8%	<u>311,000</u>	30,000	10.8%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,458,590	298,060	5,190,590	658,060	14.5%	20,762,360	2,632,240	14.5%
6	報酬月額改定なし 期末手当支給率のみ改定の場合	281,000	0	0.0%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,317,890	157,360	4,689,890	157,360	3.5%	18,759,560	629,440	3.5%

	‡	報酬月額				期末:	手当			4	丰間報酬		1	期4年報酬額
参考 	報酬月額	飯山市との 差額	改定率	6月期	支給率 12月期	合計	役職 加算	支給年額	飯山市との 差額	年間支給額	飯山市との 差額	改定率	報酬総額	飯山市との 差額 増額率
K市	318,700	37,700		1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,494,703	334,173		786,573		21,276,412	3,146,292
L市	313,000	32,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,467,970	307,440	5,223,970	691,440		20,895,880	2,765,760
SET		△ 68,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%		△ 161,560		△ 977,560		14,219,880	△ 3,910,240
T村		△ 101,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%		△ 316,330		△ 1,528,330			△ 6,113,320
類似団体20市平均	341,400	60,400						1,449,562	289,032		1,013,832		22,185,448	4,055,328
類似団体 財政力指数が近い9市平均	332,000	51,000						1,346,765	186,235	5,330,765	798,235		21,323,060	3,192,940

報酬改定案 議員

	【議員】															
	報酬月額 改定案			期末手当 改定案				年間報酬 (上段:1人当たり/下段:14人合計)			1期4年報酬額					
	改定パターン (<u>太字</u> 部分が改訂箇所)	報酬月額	現行との 差額	改定率	6月期	支給率 12月期	合計	役職 加算	期末手 支給年額	·当額 現行との差額 	左眼士仏姑	-59/ 下段・14人 	(合計) 年間の 改定率	報酬総額 (年額*4)	現行との 差額	総報酬の 改定率
改定案 番号	現在の報酬額	263,000	-	_	1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,086,190	-	4,242,190	_	_	16,968,760	_	_
省 万		,						·			59,390,660			237,562,640		
	月額改定率8.5% 市長の改定案率に準拠した場合	<u> 285,000</u>	22,000	8.5%	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	3.350月	40%	1,336,650	250,460	4,756,650		12.1%	19,026,600	2,057,840	12.1%
	川支の以足未卒に牛拠した場合										66,593,100	7,202,440		266,372,400	28,809,760	
2	月額改定率9.1%	286,000	23,000	9.1%	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	3.350月	40%	1,341,340	255,150		531,150	12.5%	19,093,360	, ,	12.5%
											66,826,760	7,436,100		267,307,040		
3	月額改定率9.7%	288.000	25,000	9.7%	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	3.350月	40%	1,350,720	264,530	4,806,720 67,294,080	7,903,420	13.3%	19,226,880	, ,	13.3%
											4,823,410	7,903,420 581,220		19,293,640		
4	月額改定率10.2%	289,000	26,000	10.2%	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,355,410	269,220		<u> </u>	13.7%	, ,	, ,	13.7%
											4,856,790	614,600)0 — 14.5%	19,427,160	2,458,400	14.5%
5	月額改定率10.8%	<u>291,000</u>	28,000	10.8%	1.675月	<u>1.675月</u>	3.350月	40%	1,364,790	278,600	67,995,060	8,604,400		271,980,240	34,417,600	
6	報酬月額改定なし	263,000		0.00/	1 675 🖯	1 675 日	2 250 日	4 00/	1 222 470	147,280	4,389,470	147,280	3.5%	17,557,880	589,120	3.5%
0	期末手当支給率のみ改定の場合	203,000	0	0.0%	% 1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,233,470		61,452,580	2,061,920		245,810,320	8,247,680	
	報酬月額 参考 報酬日毎 飯山市との コムラダ		期末手						年間報酬		1期4年報酬額					
	少与	報酬月額	飯山市との 差額	改定率	6月期	支給率 12月期	合計	役職 加算	支給年額	飯山市との 差額	年間支給額	飯山市との 差額	改定率	報酬総額	飯山市との 差額	増額率
	K市	296,300	33,300		1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,389,647	303,457	4,945,247	703,057		19,780,988	2,812,228	
	L市	296,000	33,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,388,240	302,050	4,940,240	698,050		19,760,960	2,792,200	
	S⊞T	192,000	△ 71,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	900,480	△ 185,710	3,204,480	△ 1,037,710		12,817,920	△ 4,150,840	
	T村	155,000	△ 108,000		1.675月	1.675月	3.350月	40%	726,950	△ 359,240	2,586,950	△ 1,655,240		10,347,800	△ 6,620,960	

259,757

156,437

1,345,947

1,242,627

5,152,947

4,925,295

910,757

683,105

20,611,786

19,701,174

3,643,026

2,732,414

317,250

306,889

類似団体20市平均

類似団体 財政力指数が近い9市平均 54,250

43,889

報酬改定の施行時期について

1 理事者及び議員の任期一覧

役 職		任 期	
市長	Н30. 10. 28	\sim	R4. 10. 27
副市長	Н31. 4. 1	~	R5. 3. 31
教育長	R3. 4. 1	~	R6. 3. 31
議員	Н30. 12. 12	~	R4. 12. 11

2 改定時期について

(1) 市長

・ 次の選挙で選任された市長の任期から適用

(2) 副市長及び教育長

・ 令和4年4月1日から適用

【一部改正条例の附則イメージ】

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、市長については、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示する市長選挙で選任された者の任期から適用する。

(3) 議員

・ 次の選挙で選任された議員の任期から適用

【一部改正条例の附則イメージ】

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示する市議会議員選挙で選任された者の任期から適用する。

飯山市特別職報酬等審議会条例について

1 条例の問題点について

理事者の期末手当の額について、他市町村では、毎年の人事院勧告に則り改定をしているが、飯山市では、飯山市特別職報酬等審議会条例(昭和39年飯山市条例第60号)第2条の中に『期末手当』が規定されており、期末手当の額の改定に関しても審議会に意見を求める必要があることから、これまで人事院勧告に則った改定ができていないことで、他市町村とのズレが生じている。

県内 19 市、近隣町村及び類似団体 20 市の中で、期末手当の額を審議会の所掌事項としているのは飯山市のみ。

2 条例改正案について

毎年の人事院勧告に則った金額に改定することができるよう、裏面の新旧対照表の とおり、第2条から期末手当に関する規定を削る改正案としたい。

飯山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市	第2条 市長は、議会の議員の議員報酬 <u>及び期末手当</u> の額並びに市長、副市
長及び教育長の給料及び退職手当の額に関する条例の議案を議	長及び教育長の給料 <u>、期末手当</u> 及び退職手当の額に関する条例の議案を議
会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会	会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会
の意見を聞くものとする。	の意見を聞くものとする。

退職手当に係る在職期間について

- 1 退職所得の計算について
 - (1) 退職所得の計算方法

退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満の端数切捨て)

- (2) 退職所得控除額の計算方法
 - ア 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

イ 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

(3) 退職手当が「特定役員退職手当」に該当する場合

勤続年数が5年以下である法人役員等が支払を受ける退職手当については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額になり、(1)の計算式の「×1/2」は適用しない。

租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)により、特定の役員に対する退職手当等(特定役員退職手当等)に係る退職所得の金額の計算が改正され、平成25年1月1日から施行されたもの。

2 上記(3)の税制改正の影響について

平成24年度税制改正を受けて、特別職の退職手当の在職期間の考え方について、見直しを行う動きが見受けられる。具体的には、特別職の職員が再任され、退職の日の翌日に同一の職の職員となったときは、その者から申出があった場合を除き、前後の在職期間を通算できるものとし、その退職に伴う退職手当は支給しないというもの。

現在、県内市町村で5市、県内全ての町村、類似団体20市のうち2市が通算できるよう条例を制定している。

(県内町村は、市町村職員退職手当条例が一律に適用されている。)

3 条例改正案について

特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和45年飯山市条例第8号)を裏面の新旧対照表のとおり、退職の日の翌日に同一の職の職員となったときは、その者から申出があった場合を除き、在職期間を通算できるものとし、その退職に伴う退職手当は、支給しないとする改正案としたい。

改正後	改正前
1 2	
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)
第3条 特別職の職員が退職又は死亡した場合には、その者(その者が死亡	第3条 特別職の職員が退職又は死亡した場合には、その者(その者が死亡
による退職の場合にあっては、その遺族)に退職手当を支給する。	による退職の場合にあっては、その遺族)に退職手当を支給する。
	2 前項の退職手当は、支給すべき理由が生じたその都度支給する。
2 前項 に規定する遺族の範囲及び順位については、一般職の職員の退職	3 <u>第1項</u> に規定する遺族の範囲及び順位については、一般職の職員の退職
手当に関する条例(昭和29年飯山市条例第9号)第2条の2の規定を準用	手当に関する条例(昭和29年飯山市条例第9号)第2条の2の規定を準用
する。	する。
(退職手当の額)	(退職手当の額)
第4条 退職手当の額は、特別職の職員の退職又は死亡した日の属する月の	第4条 退職手当の額は、特別職の職員の退職又は死亡した日の属する月の
給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号	給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号
に掲げる割合を乗じて得た額とする。	に掲げる割合を乗じて得た額とする。
(1) 市長として在職した期間 1月につき 100分の45	(1) 市長として在職した期間 1月につき 100分の45
(2) 副市長として在職した期間 1月につき 100分の30	(2) 副市長として在職した期間 1月につき 100分の30
(3) 教育長として在職した期間 1月につき 100分の25	(3) 教育長として在職した期間 1月につき 100分の25
2 前項の勤続期間の計算は、当該特別職の職員となった日から起算してこ	2 前項の勤続期間の計算は、当該特別職の職員となった日から起算してこ
れに応当する日の前日までを1月として行い、1月に満たない端数を生じ	れに応当する日の前日までを1月として行い、1月に満たない端数を生じ
たときはこれを切り捨てる。	たときはこれを切り捨てる。
3 特別職の職員が退職し、退職の日の翌日に同一の職の職員となったとき	
は、退職の日までにその者から申出があった場合を除き、前2項の規定の	
適用については、引き続いて在職したものとみなし、その退職に伴う退職	

手当は、支給しない。